

第2節 安全で衛生的な生活環境の確保

監視・検査等の充実に努め、食品及び飲料水の安全性の確保を目指します。また、未承認医薬品等による健康被害を防ぐとともに、医薬品等の正しい知識・使用方法等の普及啓発により安全性の確保を目指します。奄美群島のハブ対策については、引き続き駆除対策と咬症対策を実施し、安心して生活できる環境形成を目指します。

1 食品及び飲料水の安全性の確保

【現状と課題】

ア 食品の安全性の確保のための監視状況

- 県内における過去3か年（令和2～4年）の食中毒発生件数は、年間平均9件、患者数は153人となり、罹患率（人口10万人当たりの患者数）は全国を上回っています。

【図表8-2-1】食中毒の発生状況

区 分	本 県			全 国		
	件 数	患者数	罹患率 (人口10万対)	件 数	患者数	罹患率 (人口10万対)
令和2年	12	176	11.1	887	14,613	11.6
令和3年	5	23	1.5	717	11,080	8.8
令和4年	10	259	16.6	962	6,856	5.5
平均	9	153	9.7	855	10,850	8.6

[県生活衛生課調べ]

- 厚生労働省では食品衛生法を改正し、令和3年6月1日からHACCP^{*1}に沿った衛生管理を制度化し、食品等事業者自らが実施する衛生管理を推進しています。
- 県では、平成16年度から、広く消費者、事業者等の意見を聴いて策定した「県食品衛生監視指導計画」（以下「計画」という。）に基づき、食中毒発生防止対策を含めた食品の安全確保対策を実施しています。
- 食品関係営業施設の監視指導については年間立入回数を4～5ランクに分類し、特に上位ランク（A、Bランク）の業種について、効率的かつ効果的な監視指導を実施します。なお、ランク付けについては適宜見直しを行います。

*1 HACCP：事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握（Hazard Analysis）した上で、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程（Critical Control Point）を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法

【図表8-2-2】食品関係営業施設の監視状況

※監視ランク別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	監視実績	監視率	監視実績	監視率	監視実績	監視率
	監視計画	(%)	監視計画	(%)	監視計画	(%)
A	624	83.6	122	127.1	115	117.3
	746		96		98	
B	204	172.9	196	159.3	138	79.8
	118		123		173	
C	777	196.7	807	209.1	8,531	117.8
	395		386		7,244	
D	9,743	122.5	9,040	112.0	1,485	121.4
	7,951		8,070		1,223	
E	1,520	100.0	1,347	90.6		
	1,520		1,487			

(注) 監視率：(監視実施数) / (監視計画数) × 100

[県生活衛生課調べ]

※監視ランク(毎年度、各施設のランク付けを見直す)

区分	標準的な年間立入回数	対象とする業態又は施設
Aランク	2回以上/年	食中毒の原因施設 違反食品の製造施設 自主回収報告実施施設 生食用食肉取扱施設 等
Bランク	1回以上/年	
Cランク	1回以上/2年(R2,3年度) 1回以上/3年(R4年度)	危害の発生頻度の低い施設
Dランク	1回以上/3年(R2,3年度) 1回以上/6年(R4年度)	
Eランク	1回以上/5年(R2,3年度)	

イ 食品等の検査

食品等の検査については、食品中の残留農薬、残留動物用医薬品、食品添加物等の検査及び規格基準の検査等を実施しています。なお、輸入食品は輸入時に国(検疫所)で、国内の流通分は各自治体で検査しています。

また、事業者自らが実施する自主検査についても、立入検査や講習会の際に指導しています。

【図表8-2-3】食品の検査状況(令和4年度) (単位：検体)

検査項目	計画数	実施数	違反数
食品添加物等/微生物検査	1,030	707	0
残留農薬検査	100(11)	100(11)	0
動物用医薬品検査	262(40)	235(40)	0
魚介類に関する検査	74	56	0
と畜場・食鳥処理場における検査	1,434	1,245	0
アレルギー物質の検査等	200	145	0
計	3,100(51)	2,488(51)	0

(注) () 内は輸入食品(内書)

[県生活衛生課調べ]

ウ 食に関する情報の提供

- 食中毒等の健康被害を未然に防止するため、自主回収の周知や、食品関係業者はもとより県民に対しても、計画の実施状況や食品安全情報など、食に関する幅広い情報の提供と意見交換が必要となっています。
- 健康食品（広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの）については、健康に対する関心の高まりから利用も増えていますが、一方で健康被害が報告される事例も出ています。

エ 飲料水の安全性の確保のための監視状況

- 県では、水道水源の水質レベル把握とより安全で質の高い水道水供給を目的として、県水道水質管理計画に基づき水質管理目標設定項目に係る調査を実施しています。
- また、住民の飲料水の安全確保に資するため、水道水源等におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の実態調査を実施しています。

【図表8-2-4】水道水源の調査件数

年度	水質管理目標設定項目	クリプトスポリジウム等
令和2年度	8	5
令和3年度	8	5
令和4年度	8	5

【施策の方向性】

ア 食品関係営業施設の監視指導の充実強化

- 重点的に実施する監視指導項目や年間立入回数を検討し、監視指導の必要な業態を集中的に監視できる体制の充実強化に努めます。
- 確実な衛生管理や食中毒の未然防止のため、HACCPに沿った衛生管理の定着を図ります。

イ 食品等の検査の充実強化

- 食品の安全性に係る問題に的確に対応するため、必要な検査機器等の整備、試験検査の信頼性確保に努め、検査対象や検査項目等の随時見直し、効率的かつ効果的な検査の実施に努めます。
- 輸入食品については、国（検疫所）と連携をとり、引き続き検査を実施する等、迅速に対応します。
- 食品の安全性の確保のため、登録検査機関等を活用するなど、自主的な食品検査の重要性について周知します。

ウ 計画の実施状況や食品安全情報の提供

ホームページの充実、出前講習等の実施により食品関係業者はもとより、県民への情報提供の強化を図ります。また、業者が自主回収する場合、健康に悪影響を及ぼす可能性があるものは、自主回収報告制度に基づき、国や県のホームページ等で公表することにより健康被害の未然防止に努めます。

エ 健康食品の安全性の確保

- 保健所や消費生活センター等に寄せられた健康食品に関する相談等のうち、健康被害に係るものについては保健所に情報提供され、保健所において必要な調査等を行います。
また、健康食品の正しい理解と違反事例等について、ホームページ等を活用して県民への情報提供に努めます。
- 健康食品販売業者等に対して、医薬品であるかのような誤認を与えることのないよう、広告及びインターネット上の監視指導を行い、流通における無承認無許可医薬品の発見と排除に努めます。
- 健康食品の買上げを実施し、医薬品成分が含有されていないか試験検査を行い、健康被害が発生した際は被害の拡大防止に努めます。

オ 飲料水の安全性の確保

- 水質管理目標設定項目に係る調査を継続し、安全で良質な水道水の供給促進に努めます。
- クリプトスポリジウム等に係る調査を継続し、水道水の安全確保に努めます。

2 医薬品等の安全性の確保

【現状と課題】

ア 医薬品等の流通における安全性の確保と消費者に対する情報提供

- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の安全性を確保するために、流通における適正な保管管理、不良医薬品・不正表示医薬品の排除に努める必要があります。そのため、県では計画的に監視指導を実施しています。
- 医薬品は有用性を持つ反面、副作用もあり、薬局及び医薬品販売業者から使用者に対して適切な情報提供が行われる必要があります。

【図表8-2-5】薬事関係許可届出業者数及び監視件数の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医薬品	薬 局	543 (379)	539 (375)	535 (313)	532 (303)	528 (306)
	販売業	599 (210)	592 (303)	583 (193)	577 (242)	591 (221)
麻薬	小売業	706 (377)	704 (367)	713 (372)	728 (337)	734 (317)
	卸売業	30 (31)	30 (44)	30 (38)	30 (23)	30 (45)
	麻薬診療施設	907 (379)	890 (361)	877 (206)	882 (149)	886 (184)
その他	医薬品等 製造業	92 (45)	89 (58)	93 (30)	93 (55)	91 (45)
	医薬品等 製造販売業	82 (42)	79 (50)	83 (27)	83 (45)	93 (47)
	医療機器修理業 販売貸与業	3,438 (806)	3,269 (990)	3,344 (746)	3,570 (767)	3,648 (544)
総 計		6,397 (2,269)	6,192 (2,548)	6,258 (1,925)	6,495 (1,921)	6,501 (1,709)

(注) () 内は監視件数

[県薬務課調べ]

【図表8-2-6】医薬品等の試験検査

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
医薬品	収去検体数	5	5	5	5
	違反件数	0	0	0	0
無承認医 薬品	収去検体数	10	10	10	10
	違反件数	0	0	0	0

[県薬務課調べ]

イ 薬物乱用防止

- 本県におけるシンナー等有機溶剤乱用者の検挙補導者数は減少しているものの、覚醒剤や大麻等での検挙者数が依然として高い水準で推移しています。特に近年、若年層での大麻乱用拡大が顕著であり、若年層による乱用防止を主な目的として、SNS等を活用した広報啓発を推進することとしています。

- 近年、全国的に危険ドラッグによる検挙人員が急増しています。本県においては、過去に危険ドラッグの販売実態があったものの、現在は撲滅しましたが、インターネットや携帯電話の普及により、不正薬物が入手しやすい環境にあり、これまで以上に薬物乱用防止啓発活動を展開する必要があります。

【図表8-2-7】薬物乱用による検挙状況 (単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
覚醒剤	37	24	25	25
大 麻	16	33	39	35
シンナー	1	1	4	0
麻薬・向精神薬	1	2	4	3

(注) シンナーは補導を含む。

[県警察本部調べ]

- 薬務課及び保健所、精神保健福祉センターで、薬物の乱用・依存に関する相談や指導を継続していく必要があります。

【図表8-2-8】薬物相談件数 (単位：件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
薬務課, 保健所	14	4	20	8
精神保健福祉センター	41	42	33	35

[県薬務課調べ]

- 県では、昭和59年から県薬剤師会に委託して、中学生及びその他希望する学校の生徒等を対象に、薬物による有害性・危険性について、学校薬剤師による啓発教育を実施しています。

【図表8-2-9】学校薬剤師による啓発教育実績 (単位：校, 人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数	266	238	246	295
受講人数	18,524	18,424	17,116	19,846

[県薬務課調べ]

ウ 毒物劇物による危害の防止

毒物劇物による事故の発生は、保健衛生上の危害発生の可能性が大きいため、毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、盗難・紛失・流出等の防止について、適正な取扱いを指導する必要があります。

【図表8-2-10】毒物劇物立入検査結果 (単位：件)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
対象業者数	723	704	683	654
監視件数	566	422	386	430

[県薬務課調べ]

【施策の方向性】

ア 医薬品等の安全性の確保

- 流通における医薬品等の安全性及び安定供給を確保するために、製造業者、薬局、販売業者に対する監視指導や医薬品等の収去検査を実施します。
- 医薬品医療機器等法^{*1}における一般用医薬品新販売制度^{*2}の定着促進を図り、リスクに応じ、専門家による適切な情報提供等がなされるように、薬局及び医薬品販売業者に対して、薬事講習会等の開催や監視指導の強化を図ります。
- 関係団体の協力を得ながら、「薬と健康の週間」（10月17日～23日）や各種講習会を通じて、医薬品等の適正使用を推進します。

イ 薬物乱用防止啓発活動の推進

- 各種運動期間^{*3}における街頭キャンペーン等を通じて、薬物乱用防止の啓発・指導に努めます。
- 関係機関と密な連携を図り、危険ドラッグの販売店等の情報収集に努めます。
- 薬物乱用防止指導員^{*4}の地域活動を通じて、薬物乱用を許さない環境づくりに努めます。
- 大学生や専門学校生等を対象とした出前講座を積極的に実施します。
- 中学生及びその他希望する学校の生徒等を対象に、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ・医薬品の不適正使用等による有害性・危険性・依存性について、引き続き県薬剤師会に委託し、啓発教育の強化を図ります。
- 薬務課及び保健所において、薬物相談に応じるとともに、精神保健福祉センターにおいては、薬物依存者の治療や社会復帰に向け、専門医による相談指導を行います。

ウ 毒物劇物による危害防止対策

- 毒物劇物営業施設への立入検査を行うとともに、農家、学校、研究所等の業務上取扱者に対する保管管理等の指導の強化を図ります。
- 毒物劇物による万が一の健康被害が発生した時に備えて、事故発生時の対応マニュアルの作成、事故処理剤の情報提供、解毒剤の確保及び提供等、必要な情報提供を行います。

*1 医薬品医療機器等法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成26年に薬事法から名称変更）

*2 一般用医薬品新販売制度：薬剤師による対面販売が義務付けられている医療用医薬品及び要指導医薬品と一般用医薬品の3つに分類される。

*3 各種運動期間：不正大麻・けし撲滅運動（5/1～6/30）、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19）、大麻・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10/1～11/30）、危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強調月間（3/11～4/10）

*4 薬物乱用防止指導員：鹿児島県薬物乱用防止指導員設置要綱に基づき、昭和63年度から設置。令和5年4月1日現在325人。

3 ハブ対策

【現状と課題】

- ハブは、奄美群島の奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島及び徳之島のみ^にに生息し地元住民の生活に脅威を与え、産業振興にとって障害となっています。
- 毎年50人前後のハブ咬傷^{こうしやう}者があり、令和4年度は43人が被害にあっています。そのため、市町村と協力して「ハブ捕獲奨励買上事業」を実施しており、令和4年度は20,444匹の生きハブの買上げが行われています。

【図表8-2-11】年度別ハブ咬傷^{こうしやう}者発生状況 (単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
名瀬保健所	20	13	12	20
徳之島保健所	24	16	22	23
計	44	29	34	43

(注) 平成27年度以降死亡者数0

[県業務課調べ]

【図表8-2-12】生きハブ買上数の実績 (単位：匹)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
名瀬保健所	12,037	11,609	13,384	12,680
徳之島保健所	7,782	7,024	7,401	7,764
計	19,819	18,633	20,785	20,444

[県業務課調べ]

- ハブの生息する島内の医療機関等(33か所)に「はぶ抗毒素」を配備するとともに、医療関係者を対象にハブ咬傷治療法に関する講習会を実施しています。
- 人とハブとの棲み分け及び治療薬改善のための研究などを積極的に推進する必要があります。

【施策の方向性】

ア ハブ駆除対策の推進

- 積極的なハブ捕獲を奨励し、ハブ個体数を減少させ咬傷^{こうしやう}者を減らすため、市町村と協力して生きハブの買上げを引き続き実施します。
- 人とハブの棲み分けの方策として、「ハブとの共存に関わる総合調査事業^{*1}」を引き続き実施します。また、ハブ講習会を開催し、住民に最新の情報を含めたハブの危険性とその対処方法について普及啓発を行うとともに、観光客等にも最新のハブ情報の提供、発信を行います。

イ ハブ咬症^{こうしやう}対策の推進及びハブ咬傷^{こうしやう}緊急治療体制等の確保

- 緊急治療体制の充実を図るため、ハブ抗毒素^{こうどくすい}の購入配備を引き続き実施するとともに、DVD^{*2}等により医療関係者を対象としたハブ咬傷^{こうしやう}治療法の普及を図ります。
- 住民、児童生徒、ツアーガイド等を対象としたハブ教室を開催し、ハブ咬傷^{こうしやう}の危険性と予防法や携帯用毒吸出器等の使用を含め普及啓発に努めます。

*1 ハブとの共存に関わる総合調査事業：住民が健康で安心して生活できる、衛生的な生活環境を確保するため、住民とハブの棲み分けの方策等の研究を進める。

*2 DVD：ハブ咬傷治療マニュアル